

一般社団法人高山建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高山建設業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、建設業を営む者の連絡調整を図るとともに建設業に関する調査研究指導等建設工事の適正な施工を確保し、もって建設業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業に対する理解の増進と建設業の道義昂揚に関する施策
- (2) 建設業における技術並びに経営の進歩改善のための調査研究並びに指導
- (3) 建設業における雇用条件の改善と人材の確保育成
- (4) 建設業に関係ある各官公庁又は諸団体との協調、連絡交渉
- (5) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (6) 建設業に関する法制及び施策の調査研究並びに建議
- (7) 建設業における安全確保対策
- (8) 建設業に関係ある災害の応急復旧工事に対する協力支援
- (9) 会員の親睦と共存共栄のための施策
- (10) 会員等に係る労働保険料の徴収等に関する事務の受託
- (11) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の資格および構成)

第5条 この法人は、岐阜県高山市(旧国府町・旧上宝村を除く)及び大野郡白川村に本店を有する建設業者(法人の場合は、その法人の代表者)で、本会の目的に賛同して入会したものををもって会員とし、本会を構成する。

- 2 前項の会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という。）」における社員とする。

（入会）

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 入会の承認は、理事会が行うものとする。
- 3 理事長は入会及び入会拒否の決定をした時は、本人に通知する。

（会費）

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が変更となった場合は、退会したものとみなす。但し、事業を引き継いだもので届出により理事会の承認を得たものは除く。
- 3 会員以外の法人と合併したとき（会員たる法人が存続する場合は除く）は退会したものとみなす。
- 4 会員の会社の資本が会員(協会の所属する会社)以外の法人または個人に譲渡された場合は退会したものとみなす。但し、届け出により理事会の承認を得たものは除く。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 法人の名誉を著しく損し、又は目的達成及び業務の運営を妨げたとき。
 - (3) 除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 当該社員総会において会員を除名する決議は、総社員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - 4 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年間納入しないとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(抛出金の不返還)

第 11 条 退会し、除名又は喪失した会員が既に納入した会費、その他の抛出金は返還しない。

第 3 章 役員

(役員)

第 12 条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 13 名以上 18 名以内
 - (2) 監事 3 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長、若干名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に規定する代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 5 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第 14 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。
- 3 理事又は監事について、再任は妨げない。
- 4 理事又は監事は、第 12 条に定める定数に足りなくなったり又は、欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 15 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第4章 社員総会

(構成員)

第16条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 計算書類及び財産目録の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第18条 定時社員総会は、毎事業年度終了後60日以内に、臨時社員総会は、必要に応じて随時召集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その総会において出席会員の内から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

(書面議決及び代理人)

第21条 会議に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を定め表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理事会

(設置)

第 23 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって組織する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発ししなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長の中から選出する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意志表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。
ただし、監事はその提案に異議をのべたときはこの限りでない。

(議事録)

- 第 28 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録に署名し、又は記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。
 - 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会決議の省略の意志表示を記載した書面について同様とする。

第 6 章 顧問

(顧問)

- 第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱し、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

第 7 章 委員会

(委員会)

- 第 30 条 第 4 条に掲げる事業を推進するとともに、建設業に関する各種の事項を調査研究し、又は審議するためこの法人に委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 31 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、重要な使用

員の任免は、理事会の承認を要する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他について必要な事項は理事長が定める。

第9章 財産及び会計

(資産の管理)

第32条 資産は理事長が管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の議決により定める。

(経費支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後60日以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会において、総会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雑則

(委任)

第 42 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 12 条の規定にかかわらず、本会の最初の理事長は水口 齊とする。

4 この定款の変更は、令和元年度臨時総会の日から施行する。